戸籍（除籍等）交付申請書　【法人用】

（窓口交付用・郵送用 共通）

滋賀県高島市長　　令和　　年　　月　　日

申請者	法人の住所 主たる事務所（本社または支店）の所在地		
	法 人 名		
	代表者の役職名および氏名		
	電 話 番 号	―　　―　　（内線）	
	請求の任にあったている方（請求担当者）	住　所	
		氏　名	

必要な証明書	誰の証明書が必要ですか	本　籍	滋賀県高島市
		筆頭者	
		氏　名	
		生年月日	年　　月　　日生

証明書の種類	手数料	通数	※下記に該当する場合は、チェックしてください。
戸籍謄本（全部事項証明書）	４５０円	通	□出生から死亡まで
戸籍抄本（個人事項証明書）		通	□婚姻から死亡まで
除籍謄本（全部事項証明書）	７５０円	通	□死亡が確認できるもの
除籍抄本（個人事項証明書）		通	□　　年　　月　　日から 年　　月　　日までのもの
改製原戸籍　謄本	７５０円	通	
改製原戸籍　抄本		通	□上記の者の高島市にある戸籍すべて
戸籍の附票（全部）	３００円	通	戸籍の附票に本籍・筆頭者を表示しますか
戸籍の附票（一部）		通	□のせる　　□のせない

請求理由	具体的な理由を記入してください。

提示書類 添付書類	①	□　疎明資料等を添付してください。 ≪債務者死亡により相続人を特定するため、戸籍を請求する場合≫ □契約書の写し，債務残高証明書　等 □住民票除票の写し等債務者（被保険者、受取人）等の死亡が確認できる書類 □契約後、債権者や会社名が変更されている場合は、債権譲渡契約書の写しや委託契約書の写し、合併がわかる登記事項証明書の写し　等 □債務者の相続人の戸籍を請求する場合は、債務者と相続人との関係および相続順位が確認できる戸籍謄本等の写し ≪遺言書作成に際し、推定相続人を確定するため、個人からの委任により戸籍を請求する場合≫ □個人からの委任状 □委任者と推定相続人との関係および相続順位が確認できる戸籍謄本等の写し
	②	□　代表者の資格証明書(法人の代表者事項証明書、履歴事項証明書、現在事項証明書　等）を添付してください。 ※　発行日から３ヶ月以内の原本 ※　原本還付を希望する場合は、原本と原本のコピー（原本に相違ない旨記載したもの）を提出してください。
	③	□　請求の任にあたっている方（請求担当者）の社員証の提示 または　法人から社員（請求担当者）への委任状　を添付してください。 ※　法人の代表者自身が請求の任にあたっている場合は、不要です。 ※　郵送で請求される場合は、社員証の写しを添付してください。
	④	□　請求の任にあたっている方（請求担当者）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。 ※　郵送で請求される場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

【郵送で請求される場合】

戸籍（除籍等）交付申請書および上記①～④の書類に加え、下記⑤～⑦を同封してください。

⑤ □返信用封筒（宛名記載、切手を貼付したもの）
⑥ □手数料分の定額小為替（郵便局で購入できます）
⑦ □返送先の法人の所在地（支店の所在地）が確認できる資料
（会社のパンフレットやホームページのコピー等　※代表者の資格証明書で確認できる場合は不要）

≪送付先≫〒520-1592　滋賀県高島市新旭町北畑565番地　高島市役所　市民課　宛　TEL　0740-25-8018

市役所処理欄	請求内容確認	確認	交付	手数料
	①□疎明資料　②□代表者の資格証明書　③□社員証・法人からの委任状 ④□本人確認書類（　　）⑤□返信用封筒　⑥□手数料　⑦□法人所在地確認資料			円